

令和5年度事業計画（案）

1 基本方針

地積測量図には原則、基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値を記載しなければならないことになっています。

私たち土地家屋調査士は「不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家」として、正しい筆界を確認する責務があります。また、筆界点が全て亡失しても復元可能な地積測量図を作成することが社会貢献のひとつだと思います。

昨年、従来の国土地理院認定1級GNSS測量機に比べ安価な1級GNSS測量機が発売されました。

今まで1級GNSS測量機は大変高価であり、使用頻度からは簡単に購入できませんでした。安価な1級GNSS測量機の登場により、操作方法を会得すれば、誰もが簡単に「世界測地系の座標値」を取得することが可能になります。

その結果として国民の不動産を守る。そして、国民に安心して生活をしていただける社会を目指します。

次に、平成15年に「土地家屋調査士の報酬の基準に関する規定」は会則から削除され、「土地家屋調査士報酬額算定参考資料」が作成されました。

近年の登記情報提供サービスの開始、オンライン登記申請システムの導入等により、現在の作業内容やサイクルタイムが、大きく変化していることから昨年、「土地家屋調査士報酬額算定参考資料」が改訂されました。

今一度、適正な土地家屋調査士業務に伴う適切な報酬について、検討を行います。

本年も後世につながる土地家屋調査士制度の発展と国民に信頼され、国民に必要とされる土地家屋調査士を目指して、次の事業を行います。

- (1) GNSS測量の普及
- (2) 「土地家屋調査士報酬額算定参考資料」の見直しに伴う、土地家屋調査士報酬についての検討
- (3) 未登記建物の解消についての啓発
- (4) 会員の指導及び各種連絡事項の伝達
- (5) 財政の健全化の維持及び予算執行の適正管理
- (6) 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡
- (7) 土地家屋調査士制度の広報活動の充実
- (8) 公共・公益に係る事業の推進に関する事項
- (9) 研修の企画・運営・管理・実施

2 総務部

- (1) 会員の執務の指導
- (2) 連合会・関係官公署等の情報伝達並びに各種協議
- (3) 新入会員に対する入会時研修の実施
- (4) 会員への苦情に関する対応
- (5) 会則・規則などの規程の見直し
- (6) 土地家屋調査士法施行規則第39条の2への対応
- (7) 事務の効率化と事務局体制の充実
- (8) 役員等研修会の実施

3 財務部

- (1) 会計処理の効率化・適正管理
- (2) 会員に対して書籍等の購入の斡旋
- (3) 国民年金基金及び各種保険についての加入促進

4 業務指導部

- (1) 会員の業務の改善進歩に関する指導及び連絡
- (2) オンライン申請の促進
- (3) 各種研修会への協力
- (4) 関係機関との業務等の協議

5 広報部

- (1) 会報の編集及び発行（年2回）
- (2) ホームページの充実
無料登記相談会等の情報、活動報告の掲載
- (3) 土地家屋調査士とそれを取り巻く諸制度の広報
 - ア マスコミ媒体を利用した広報活動の検討
 - イ 「ひろしま“ものづくり”技能検定」への協力
 - ウ 高校などへの一日出前講師、職業体験の受け入れ
- (4) 各種相談活動（公益活動）を通じての広報
 - ア 他士業との共催による「よろず相談会」の実施
 - イ 無料相談会の検討及び実施
「全国一斉無料相談会」に代わる無料相談会の検討
- (5) 未登記建物の解消についての広報活動
支部における固定資産税通知封筒等への広告に対する助成
- (6) IT委員会

6 社会事業部

- (1) 筆界特定制度に関する事項
 - ア 筆界特定制度に関する情報収集及び提供
 - イ 関係官庁との連携協議の実施
- (2) 筆界に関する民間紛争解決手続（ADR）に関する事項
 - ア ADR に関する情報提供
 - イ ADR 代理認定土地家屋調査士の活用支援
- (3) 公共・公益に係る事業の推進に関する事項
 - ア 専門家としての社会的貢献を図るための対応
 - イ 地図の作成及び整備に関する情報収集及び提供
 - ウ 空き家問題及び所有者不明土地問題に関する情報収集及び提供

7 研修企画部

- (1) 研修の企画・運営・管理
 - ア 全会員を対象とする一般研修
 - イ 未受講会員を対象とする連合会主催の年次研修
 - ウ 新入会員を対象とする入会時研修（研修規則第14条による研修）
 - エ 新入会員を対象とする新人業務研修（研修規則第15条による研修）
- (2) 研修記録（ビデオ）を利用した研修の実施
- (3) 土地家屋調査士 ADR 特別研修の受講促進
- (4) 研修会受講履歴の開示と出席率の向上

8 境界問題相談センター

- (1) 当センターの効率的で円滑な運営への取り組み
- (2) 当センターに関する広報への取り組み
- (3) 広島法務局筆界特定室及び広島弁護士会並びに各種関係団体との連携の促進
- (4) 当センターに関与する担当者への研修

9 資料センター

- (1) 資料収集
 - 効率の良い資料の収集
- (2) 資料整理
 - 迅速な資料整理への取り組み